重層的支援体制の全体像

悩みや課題を抱えている市民・地域

（民生委員・福祉事業者・支援団体等含む）

地域づくりに向けた支援

支援の実施

アウトリーチによる
要支援者の発見/継続
的な支援

相談支援

支援の実施

相談・手続

支援の実施

1 包括的相談支援事業

【相談の受け止め・支援機関へのつなぎ】

行　政	
高　齢	（地域包括支援センター）
障　害	（基幹相談支援センター）
こども	（利用者支援事業）
困　窮	（自立相談支援事業）
その他窓口	（税・水道・教育等）

そ の 他
社会福祉協議会
民生委員
その他関係機関

※まずは、従来通り関係部署間での連携・既存会議の開催により、課題解決を図る

複雑化・複合化した事例

既存の連携体制による解決が困難なもの

2 多機関協働事業

（R6 年度一部実施予定）

【包括的な相談支援体制の構築・重層事業の中核・支援者を支援する】

会議への参加

行　政	社会福祉協議会
福祉総務課	多機関協働マネージャー
庁内関係課との調整 交付金の申請 多機関協働マネージャーの補助	該当事例が重層案件か方針の決定 案件に対する支援プランの作成 会議の招集・進行　等

重層的支援会議
- ○プランの適切性の協議
- ○プラン終結時の評価
- ○社会資源の把握と開発に向けた検討

支援会議（法第 106 条の 6）
- ○事例の情報提供・共有
- ○見守りと支援方針の理解
- ○緊急性がある事案への対応

支援の指示

5 地域づくり事業

【世代や属性を超えて交流できる場の整備】

行　政	
高　齢	（地域介護予防支援活動事業/生活支援体制整備事業）
障　害	（地域活動支援センター機能強化事業）
こども	（地域子育て支援拠点事業）
困　窮	（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

※既存事業の継続

支援の指示

ネットワークづくり
要支援者の発見

連 携

連 携

3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

【支援を届ける・相談者を見つける】

社会福祉協議会
ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）　７名
各コミセンエリア(6 地区)に１人＋ＳＶ

※既存事業の継続

支援の指示

情報提供等

連 携・情報共有

4 参加支援事業

【社会とのつながりづくりを支援】

＜例＞
- ・商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・住民活動や NPO 活動に参加
- ・地域での通いの場に参加

参加支援

資料３